



貧困者にとっての関東大震災における罹災者救済策

著者	岡本 多喜子
雑誌名	明治学院大学社会学・社会福祉学研究 = The Meiji Gakuin sociology and social welfare review
巻	147
ページ	59-76
発行年	2017-02-20
その他のタイトル	The significance of the remedy of victims in the Grate Kanto Earthquake at 1923 for the poor people
URL	http://hdl.handle.net/10723/3044

貧困者にとっての関東大震災における罹災者救済策

岡 本 多喜子

はじめに

1923(大正12)年9月1日に発生した関東大震災から、今年2016年にはすでに93年が経過している。その後、日本は多くの自然災害や人為的な災害に見舞われた。どの災害においても、災害からの立ち直りが遅くなるのは経済的に貧しい人々、心身の能力が低下している人々ではないだろうか。

関東大震災では多くの義捐金が集まった。その総額は6598万9577円にのぼった⁽¹⁾。この中には天皇からの下賜金1000万円は含まれていない。内務大臣後藤新平は震災発生から半月後の1923(大正12)年9月16日に、内閣総理大臣山本権兵衛宛に「御下賜金処分方法閣議請議之件」を提出している。そこには天皇からの下賜金をどのように配分するかを検討し、直接罹災者に現金を届ける方法が天皇からの救恤として最も適当な方法であると書かれている。そして配分基準としては、「死者」を10割、「全焼、全潰、流失」を10割、「半焼、半潰」は5割、「負傷者」は5割として支給するとしているが、具体的な金額は明記されていない(国立公文書館 No.9, 岡本：2016；35)。

本論では、この下賜金がどのような方法で罹災した人々に配分されたのか、すべての罹災者に配分されたのかについて、検討していくものである。なお新聞記事から引用する場合、漢字の旧字は今日使用されているものに、ひらがなも一部(例：ゑ→え)は現在のものに直しているが、言い回しの部分(例：きめやうがない)はそのままとしている。また判読が不明の場合は○としている。

1 下賜金配分に関する告知

天皇からの下賜金をすべての罹災者に渡すためには、罹災者に下賜金の配分があることを知らせなければならない。その方法の一つとして新聞の記事として掲載されることで、人々の目に触れることも可能である。そこで『東京朝日新聞復刻版 大正12年10月～12月』から下賜金についての記事を集め、どのような方法で下賜金の配分を人々に知らせたのかをみていく。関東大震災から1か月後の新聞記事を賑わしていたのは「甘粕事件(東京憲兵隊麹町分隊長の甘粕正彦が、アナキストの大杉栄、伊藤野枝とその甥の橘宗吉一を殺害し、古井戸に遺体を遺棄した)」であり、その後は「普通選挙法」の実施、皇太子の婚礼に関するものであった。

1923(大正12)年10月に掲載された最初の下賜金についての記事は、10月2日夕刊「御下賜金の配分は罹災程度で差別す まだ調査がなかなか捗らぬ 地方長官の報告が来ない」との見出しである。そこには「恩賜の救恤金は何時どんな方法で配分されるものか明らかでない」として、内務大臣後藤新平の発言として「それは地方長官に命じて被害状況を詳細調査させているから、もう遠からず報告も集まる筈である。其報告を基礎として政府は配分の方法をきめるので、今日のところでは明確な数が判らないから従ってその率などもきめやうがない、このことはなるべく急に聖旨の徹底を実行したい」と書かれている。さらに救護事務局委員池田社会局長官の言葉として「御下賜金のことは詔書にもある通り東京を初め近県の罹災をなるべく急にその生活不安を除いて国民がはやく生業に就くやうにとの思召であるところは吾々も深く拝察して早く罹災者の手に現金が届くやうにしたいと実は内心イライラしながら調査を急いでいるから、もう間もなく配分の具体案が得られるやうになると思ふ、確定的ではないが多分被害の程度に従って或差等を設け各地方長官の手を経て配布されることになるであろう」との内容で記事が書かれている。

震災から1か月が経ち、下賜金の配分があるとのことは人々に知らされていたが、実際の配分が行われない中で多くの罹災者は期待を込めて待っていたのであろう。この記事は配分の日程や額が決まらないことに対し、内務大臣と内務省社会局長官の言葉を掲載することで、人々の下賜金を待つ気持ちを代弁しているのであろう。同年10月6日の夕刊には「御下賜金配分はこの中旬頃から」との見出しがみられる。

10月30日朝刊には「天長祝日を期して御下賜金を配分 死亡者には最も篤く其の率は十円以上十五円未満」との記事がでる。この時点では正確な金額は出ていない。また配布方法としては「(前略)これは現金で31日から出来得る限り速かな方法を以て各府県知事を経て罹災者に下賜される筈で詳細は今日若くは当日発表される」としている。

そして同年11月2日夕刊には「御下賜金一千万圓の配分愈々決定す 昨夜おそく手続一切を了つて 罹災府県へ通牒す」との記事が掲載される。この記事によると、死亡者行方不明者については一人当たり金16円、負傷者については一人当たり金4円、住宅全焼全流失については一世帯当たり金12円、住宅全潰については金8円、住宅半焼半流半潰には金4円が配分されることが決まったとある。この下賜金の配分割合は、9月16日に内務大臣の後藤新平が「御下賜金処分方法閣議請議之件」で提示した配分基準とは異なっている。死者・行方不明者を10割として、全焼、全潰、全流も死者・行方不明者と同額の10割としていたが、実際には死者・行方不明者が16円に対し、全焼、全流が12円と4分の3に、住宅の全潰は半分の8円としている。住宅の半壊は全焼などの5割としていたのが3分の1の4円に、負傷者も死者の5割としていたのが4分の1の4円となっている。このように金額が低くなっているのは、地方長官からの被災状況が当初の予想を上回ったためであると考えられる。予算額は天皇からの下賜金1000万円であるから、それをより多くの罹災者に配分するための方策であったと思われる。

この下賜金を受け取るには罹災者自身が罹災した事実を証明するものを持参して、罹災当時に居住していた役所に申請することになるであろうとしている。死亡者・行方不明者についてはその家族に、負傷者は本人に、住宅に関しては世帯主に下賜するとしている。そしてこの下賜金は今回の災害により罹災した日本人でも外国人でも同様の取り扱いをすとしている。「罹災者や遺族自身の申出を求める配分方法」との11月2日夕刊の見出し記事では、「御下賜金〇方法につき福永内部部長は語る『配分の大体の形式方法に就ては救護事務局から指示して来るがこちらとしてはあの罹災者調べは組長村長の調査を纏めて提出したのだから今度は先づ第一に至急府の告示を出し罹災者自身又は遺族の申出を求め、その確証あるものから漸次配分する積りで形式は勿論封筒には知事の拝受書及び領収書を同封する等鄭重な方法を執る筈で、行方不明者は指示期間を過ぎてても申出がなければ配分しない』」としている。

また同じ紙面には「聖旨を体して最も有意義に賜金を使はれたい 池田社会局長官」との見出しで、今回の罹災者に直接現金で下賜金を配布するに至った経緯について書かれ、最後に「(前略)罹災者も此の誠旨を奉体して御救恤金〇最も有効な方途に利用し以て自奮自〇家運の挽回に努るは固より進んで都邑復興協力されん事を希望する次第である。」との談話を掲載している。各府県の配布額は東京府が728万8303円、神奈川県は229万3712円、静岡県は8万7890円、埼玉県が6万6620円、山梨県は1万6088円、茨城県は3190円⁽²⁾となっている。

11月8日朝刊には「御下賜金の伝達方法決定す 申告用紙は各役所で」との記事が掲載された。東京府は恩賜金を包む奉〇水引など57万人分を用意する準備があるため、実際の配布は約2週間後になるとしている。記事に記載されている下賜金の拝受資格者は「イ、震災及び之に伴う水火災による死者、行方不明者の遺族 ロ、負傷者(一週間以上医師の治療を受けた者) ハ、全焼半焼全流失半流失又は全潰半潰した家屋に居住していた世帯主」となっている。申告方法は、震災の当時居住又は滞在していた市町村役場で、現在は他府県に居住

する者は証拠書類を郵送し、下賜金は現在の市区町村役場より受けとる。申告期間は東京府が告示した日から2年間であった。このことを周知させる方法としては、官報と東京府の公報に1週間掲載すると同時に、市区町村役場の掲示版に1か月以上公示し、ビラを印刷して配布するとしている。

11月14日朝刊には「御下賜金配分申告受付 愈二十日から開始」との見出しとともに申告場所、申告期間、申告者、申告方法が記載された記事がある。「申告期間 大正十二年十一月二十日より大正十四年十一月十九日迄」としている。11月19日朝刊には「御下賜金伝達 三多摩は来月一日に」との見出しで、「東京府下の罹災者に対する御下賜金伝達式は来る十二月一日午前十時を期して各町村で一斉に○行することになった」として、配分額が西多摩郡9376円、北多摩郡1376円、西多摩郡52円と記されている。

12月1日夕刊には「けふ一斉に伝達される 水引掛の恩賜金 罹災者はこの写真のやうな金包みが頂けます」とし、「恩賜」と書かれた水引の包の写真が掲載されている。さらにこの包にお金を入れる作業をしている各区役所職員の写真も掲載している。この時点で下賜金の受領申告は10分の1に達していないこと、1万円分の下賜金を「恩賜」の包に封入するだけでも13人の事務員が2日かかったとの記載もある。

12月2日夕刊には「我知らず首を垂れて 雲霞のやうな群衆を迎へて けふ各区一斉に御下賜金の伝達」との記事と「感激の群衆 恩賜金伝達(本所区役所)」の写真が掲載されている。午前10時からの配布にも関わらず午前6時には多くの人々が区役所に来ていたこと、かなりの人々が集まりそれらの群衆の整理が大変であった様子が掲載されている。多くの人々がこの下賜金の配布を待っていたことが分かる。

しかし12月25日夕刊には「恩賜金の交付は審査に手間取る 然しこの際のこととて早く取運ばせたい」との表題の記事がみられる。12月1日から開始された恩賜金の配布であるが審査がなかなか進まないこと、また12月下旬になって

も申告をしていない人々がいることが、この記事から分かる。そして記事の最後に、配分資格のある者はなるべく早くに申請して欲しいと述べている。

以上の新聞記事によると、2年間という期間を設定して、該当する者には下賜金の配分を行う努力がなされていたことが伺える。しかしこの下賜金は生活にどの程度役立つ額であったのであろうか。また借家住まいや下宿住まいで幸いに怪我もなく家族も死亡しなかった者には、この下賜金の配布は対象外であったと思われる。ただし、下賜金配分の申告書内容は不明のため、スラム地区の居住者や間借り人、借家などに居住していた人々への対応や、戸主が死亡したが戸主変更の手続きをとっていない人などで家屋に被害があった場合の対応は、正確にはわからない。

2 下賜金の価値

下賜金によって配分された1923(大正12)年頃の16円や4円とは、受け取る側にとってはどの程度の価値のある額なのであろうか。『値段の明治大正昭和風俗史』(週刊朝日編 昭和56年)を参考にしてみる。現在の東京都板橋区仲宿の戸建て、または長屋形式(6畳、4畳半、3畳、台所、洗面所)の家を対象に、実際の契約書をもとにした価格をみると、1924(大正13)年では家賃は月10円である(週刊朝日編; 151)。白米は10kgで3円20銭(1926(大正15)年)、味噌は上品質のもの1kgで24銭(1924(大正13)年)、豆腐は一丁5銭(1923(大正12)年)、そばは8銭~10銭(1920(大正9)年)、並塩1kgで8銭4厘(1923(大正12)年)、新聞購読料は夕刊込の値段が1円20銭(1920(大正9)年)、入浴料は大人一回で6銭(1923(大正12)年11月)、鉄道旅客運賃は上野—青森間が7円23銭、新橋—大阪間は6円4銭(1920(大正9)年)、内閣総理大臣の月給は1千円(1920(大正9)年)、大工の一日当たりの手間賃は3円53銭(1923(大正12)年)となっている(週刊朝日編 115, 191, 25, 71, 105, 161, 91, 65, 95, 121)。

米10kgと塩1kgと味噌1kgは合計で4円でも買えることが分かる。世帯人数にもよるが1か月から数か月程度の家計の足しにはなつたと言える。ただ家を直してもらうための大工の手間賃は1日分でしかない。

しかし下賜金は、その配分額以上の効果の人々にもたらしたと考えられる。明治憲法下の当時の日本社会において、天皇は正に「雲上人」であり「現人神」であった。その者が被災者個々人に下賜金を与える行為は、今日の私達には想像できない感情を被災者におよぼしたことであろう。金額の多少の問題ではなかつたのであろう。

このように下賜金の支給を行う一方で、罹災者救済は徐々に打ち切られている。11月1日朝刊には「罹災者の救済はけふ限り 但し事情調査の上窮民には尚続ける 被災者も選挙権は失はぬ」との見出し記事が掲載されている。震災以降、窮民に対しては米一人一日2合と副食物が給付されていたが、11月1日を以て終了するとの内容である。冬に向かうので、寝具、防寒具は今後も行き渡るようにするとしている。この措置を実施する理由は救護を必要としている人々が震災当時から半減しているためであるとしている。それでも東京市ではまだ約15万人の要救護者がいた。また11月10日頃からは、震災当時から特別編成で行ってきた救護事務は東京府は社会課、東京市は社会局保護課が担当し、従来の窮民救済と同じ取扱いで救護するとしている。ただ、罹災による窮民であるため窮民救済規定にある「公民権の停止」は適用しないので、選挙権は失わないとされている。また同じ日には「毎日五石の牛乳が 今も配布されている」との記事もあり、震災後まもなくから始まった生乳練乳の無料配布が11月に入っても継続されていることが伝えられている。これは幼児乳児妊産婦傷病者などに無料で配布されていたものである。

11月12日朝刊には「救護者の見分けが段々むづかしく 方面員制度を全市に及ぼすやう準備中」との記事が見られる。「震災後間もない九月六日から十日までの間は米その他日用品の要救助人員は保護課の調査によると東京市内だけ

で百二十九萬七百六十人という多数に上がっていたが、その後当局の方針が、成るべく要救護者の数を減じて独立自活の生活を行はしめることに決したため十一月に入ってから急に激減し九日現在では一萬八千六百七十人という所まで漕ぎつけている」とのことで、かなり積極的に救済対象からの自立を進めていたことが分かる。さらに同じ記事では、「(前略)斯うして兎に角要救助者の数を切りつめて行く方針をとっているが、同時に真に困る者を見分けることはなかなか困難なことで、勢震災前からこの方面の仕事をやって来た方面委員の力に俟つ外ない事情になってきている、それで市の社会局保護課でもかねてから計画中の方面委員制度を全市に及ぼすことになってその準備を急いでいる」としている。当時の担当方面委員は、要救護者の自立の促進というかなり辛い仕事を担わされていたようである。

12月17日夕刊の東京朝日新聞には、皇太子の結婚の準備のために「宮城前の天幕村市から立退命令 今年中に立退かせて御成婚までに大整理」との見出しがみられる。宮城前の天幕村には約200世帯約1000人が生活しているが、容易に立ち退いてくれないとの東京市の嘆きとともに、日比谷公園内の露店も本年中に立退き命令を出すとしている。この天幕村に居住していた人々の多くは、下賜金を手にしていると思われる。しかし先に見たように下賜金では到底生活を潤わすことは難しかった。そのためにこの下賜金は一時的な生活資金としての意味は持っていたが、自立した生活を送るための基礎資金にするためには少なすぎたと言える。

また同じ12月17日夕刊にはキリスト者によるボランティア活動として、「天幕村へクリスマスの贈り物 けさ二重橋を賑わした自動車」と題し、神田キリスト教青年会前から日本橋の天幕村までを最初の車にはクリスマスツリーを乗せてオルガンでクリスマスソングを奏で、後の2台にはたくさんの贈り物を積んで子供たちに配ったという記事がみられた。

被災者への公的な救済は真に救済を必要としている窮民を対象とし、急こしら

えの被災者避難所からの退去が進んでいた。その一方で、民間による被災者への支援が行われていた実態の一部が分かる。その後、退去しない被災者には集団バラックでの生活が始まるがそのバラックからの退所も徐々に進んでいった。

3 集団バラックの撤退

関東大震災の被災者で、住宅の再建が困難な人々を收容保護した東京市内のバラックは、1926(大正15)年10月迄にはすべて解消する予定であった。だが、生活に困窮し、頼るべき者もない44世帯169名が1927(昭和2)年1月1日現在退去せずに残っていた(東京市役所：80)。この44世帯は東京市深川区古石場町の罹災要救護者收容所に居住していた人々である。この古石場町の罹災要救護者收容所は、各所にあった集団バラックから、生活を再建するために退去することができなかった人々を、あらためて一か所にまとめるために作られた罹災要救護者收容所である。

震災後の一時避難所としてのバラックには、「(前略)当時本市社会局の調査によれば本市管理の上野、日比谷、芝公園、芝離宮外九段坂上、明治神宮外苑の各バラックには(一)救療、(二)児童保育、(三)人事相談、(四)簡易宿泊、(五)図書閲覧、(六)児童栄養食供給、(七)牛乳無料配給、(八)職業紹介、(九)授産、(十)簡易浴場其他の各種社会事業が経営されて、其事業数は六十五に上り此の中最も多きは児童保育の十四事業と救療と人事相談の各十事業であった」(東京市役所：36～37)と書かれている。児童保育が多いのは、親が働きにでるために親の代わりに子どもを保育するためで、救療は病気に掛かった者を診療するためであるとしている。このようなバラックは震災後に急いで空いている土地に一時避難の場所として建てられたため、震災から1年3か月後には、バラック撤退の要請が内務省から出された。

内務省はバラック撤退の理由として「一、土地明渡しの為 二、社会公共の

為 (イ)学校敷地 (ロ)公園神苑等 (ハ)其他公私の場所 三、保険衛生保安の為 四、各人生活安定の為 五、救護行政上の為」(東京市役所：38)としている。

当時の内務省社会局長官池田宏が東京市長にあてた通牒(社発二部第五八二号、大正十三年十二月四日)には、集団バラック撤退の理由が書かれている。その中で、先に示した理由の「五、救護行政の必要上」では、バラックの居住者に無償で住居を提供していることが、自分の力で住居を見つける努力をしている他の罹災者との不公平があること、そして財団法人同潤会や東京市が建設している小住宅が完成しつつあること、同潤会は仮住宅を促成して2000戸を建設したことを挙げている。また仮住宅に移転するときは東京市が貨物自動車を用意すること、防寒用として毛布3枚を各戸に備え付け、浴場、授産場、医療設備などの社会的施設もできる限り完備し、児童の教育についても不便がないようにするとしている。そしてバラックの住人に対しては、1924(大正13)年11月5日撤退の予告、11月25日に通告を出して12月25日までに撤退を命じた。そして予定の12月25日が過ぎても撤退しない世帯に対しては12月26日に戒告をだしている。これらはバラックに居住していた2953世帯に対して行われた(東京市役所：42～43)。

それでも撤退しなかった者が古石場町の罹災要救護者収容所に移動させられたのである。

この古石場町の収容所の住民は、「集団バラック撤退の当時鰥寡孤独又は病弱者等独立生活の力無く且つ頼るべき親戚縁者なき者に対して、臨時の救護施設を要したところから建設した一時的なもので、居住者をして永く此所に留まらしむる性質のものではなく、速やかに彼等に一定の生業を得せしめ一日も早くバラック生活を脱して、社会の表面に立たしめる事が彼等自身に取りても幸福であるを感じ、成るべく速やかに撤退せしめて収容所を解除しようと努めたのである、併しながら彼等居住者の悲惨なる境遇は依然として収容当時と異な

る所なく、剩さへ労働作業の減少、労働賃金の低下等は一層彼等の貧困生活を脅して、日に月に困窮の度を増し悲惨の色を深からしめたのである」(東京市役所；76～77)という状況であった。

当初、古石場町の罹災要救護者収容所には、各集団バラックから移ってきた478世帯がいた(東京市役所；50～51)。最後まで残った44世帯を除く434世帯についても生活に困窮した世帯が多く、1926(大正15)年5月以降は、「撤退者には救助金として自立助成金、特別救助金、住宅料救助、敷金救助等の種目に区別して合計一世帯につき最高367円以下を夫々交付したのである」(東京市役所；77)が、撤退後の生活はかなり苦しいものであった。

東京市は古石場町の罹災要救護者収容所で暮らす人々が「社会の表面に立たしめる事が彼等自身に取りても幸福であると感じ」と考えているが、そもそも集団バラックから退去できずにいた世帯であり、ただ単に救助金を交付したからと言ってその後の生活が「彼等自身に取りても幸福であると感じ」られるものであったとは思えない。実際に『罹災要救護者収容所概要』(東京市役所)によると、「(前略) 大正15年11月現在に於ける撤退世帯数332世帯(他府県撤退者を除く)中調査したる221世帯に就いてみるに、最初予定していた撤退先に居住する者152世帯で他の69世帯は既に第二若しくは第三の移転先に転居し居り、当初申請の職業(申請の職業とは救助金交付の関係上各自の職業を申請せしめしものにて換言すれば各自予定の職業という)従事するものは221世帯中70世帯で、申請以外の職業に変更したもの111世帯、自由労働者36世帯、無職者其他4世帯となっている、之を収入の方面から見ると一世帯月額30円以下のもの最も多く52世帯、同30円以上40円未満のもの之に亞いで42世帯を数え、40円以上50円未満は36世帯に減じ、80円以上90円未満は僅かに4世帯、90円以上は唯2世帯に過ぎない」(東京市役所；86～87)となっている。つまり、バラックを退所した後の生活も必ずしも楽なものではないことが分かる。

このことから、罹災要救護者収容所からの退去はかなり強引に行われたので

はないかと思われる。さらに東京市内数か所にあった集団バラックからの退去も、後半ではかなり強引なものだったのではないだろうか。

では、最後まで罹災要救護者収容所に残った44世帯は、その後どのようなのであろうか。『罹災要救護者収容所概要』（東京市役所）によれば、「44世帯中罹災前相当生活の者は5、6世帯に過ぎず他は皆貧民である」「世帯主及び家族の月収入は680円にして全人口170人なるを以て一人当たり金4円である」（東京市役所；85～86）と述べている。また「併し最後撤退（昭和2年3月中）の40世帯は最も貧困者であり、要救助者収容所の保護を打ち切っても尚ほ保護の要あるを思ひ、本市は夫々撤退先関係の方面委員並びに事務委託員をして保護せしむるやう取り計らったのである」（東京市役所；88）とあるのみで、これ以上の具体的な記述はない。

ただ、『罹災要救護者収容所概要』「第8章 要救助者収容所の春秋」には1925（大正14）年5月1日からの収容所日誌抄録が掲載されている。1927（昭和2）年「3月3日（木）管内居住者全部に撤退すべき旨の通知を配布する、此の日附設の託児場では盛大な雛祭を開いた」「3月4日（金）第一号より一世帯毎に管理事務所に呼出して今度の撤退に就いて、希望の家賃希望の地方等を調査した」「3月30日（水）管内居住者全般に配給品全部を頒つた、此の日撤退救助金の残額三千円及新富町三業組合より寄贈の手拭203本社会局より受領する」「3月31日此の日を以て収容所居住者全部撤退を了す」（東京市役所；125）で終わっている。この記述を見る限り、やはりかなり強引な撤去であったといえる。

その中で、「社会事業団体に委託せしもの」も全体で16世帯あり、そのうち1925（大正15）年には養育院に4世帯（男性4名）、1926（大正15）年には同じく養育院に6世帯（男性6名、女性4名）が移動している。同じ1925（大正15）年には加命堂精神病院に1世帯（男性1名）が移動している。1927（昭和2）年では浴風会4世帯8名（男性4名、女性4名）、養育院1世帯（男性1名、女性1名）（東京市役所；80～81）との記載もある。当時の都内にあった社会事業施設へ入所したことで、収

容所から退去した者もいたことが分かる。これは、浴風園の入所者記録からも明らかとなっている。入所前の住所が古石場町の罹災要救護者収容所となっている者がいるためである。

このように被災した要救護者に対しては、公的な救済資金を使って、「社会の表面に立って」貰えるように支援をしている。これは自立して社会生活を送ることを意味している。ただし、かなり無理をしての対策であったことは、『罹災要救護者収容所概要』（東京市役所 昭和2年）から読み取れるのである。

4 浴風会入所者と下賜金

関東大震災の罹災者全体への支援と皇室への感謝の気持ちを被災者に与えるものとして、下賜金の罹災状況別の現金配布は実施されたのではないだろうか。初期の浴風会利用者の個別ケース記録を見ると、罹災した多くの者がこの下賜金を受けていたが、中にはこの下賜金の配分を受けていない者がいることが分かる。そこで、天皇からの下賜金配分を受け取った者と受け取らなかった者との違いを、浴風会が保存している個別ケース記録から検討してみる。

浴風会は関東大震災を契機として設立された養老院である。最初の委託入所者が決まったのは、まだ浴風会の建物ができる前の1925(大正14)年5月1日である。この時の委託収容者は横浜市救護所や横浜市にある玉泉寺養老院に入所している高齢者であった。浴風会の建物が完成し、養老施設である浴風園に利用者を引き取ったのは1927(昭和2)年2月1日以降である。関東大震災で被災した高齢者を保護することが当初の目的であった浴風園ではあるが、建物が完成し入所者を迎える頃には徐々に関東大震災の罹災高齢者は減少し、1932(昭和7)年4月23日からは救護法対象者を入所させている(岡本 2015: 12)。

浴風園入所者には個別に要救護者調書や収容者台帳が作成されている。その中に下賜金の拝受状況が書かれている。下賜金を受けた者は金額が記載されて

いる。ただその金額は12円が多く、時々14円との記載もある。天皇からの下賜金では死亡・行方不明の場合は16円、負傷が4円、家の全壊が12円、半壊が8円であるので、12円は居住していた家が全壊したための金額か家が半壊し本人が負傷した場合の金額と考えられる。しかし14円という金額は不明である。もっとも家に関しては世帯主が支給を受けるため、世帯主ではない場合は支給を受けられなかったことも考えられる。

下賜金授受の有無に関しての記載があるのは1929(昭和4)年頃までに入所した68名で、そのうち38名は下賜金の受け取りについて記載されている。その内3名は下賜金について明確に受け取っていないとの記載がある。その内訳は受け取りを辞退1名、もらわずが1名、病気のため受け取り不能1名である。被災状況は家屋家財道具全焼という人々が中心である。これら以外の30名の入所者は、関東大震災の被災者として浴風園に保護されているが、下賜金に関する記載がないため受け取っていないと思われる。ではどのような人々が下賜金を受け取っていないのであろうか。具体的な個別のケース記録から見ていく(高齢者施設処遇史研究会：2015)。

ケース1 橋本英三 男 74歳 独身 横浜市救護所に居ながら大正14年5月1日に浴風園が委託収容

飴行商ヲ為シタル 大正12年9月1日 家屋全潰シ家具一切破損 其後知人ノ扶助ヲ受ケシカ大正13年3月15日当所ニ収容セラル 壯年ノ時玩具商ヲ為シ妻帯セズ全ク独身ニテ生計ヲ営ミ其後飲食店ニ奉公シ近時飴行商ヲ営ミタリ

この橋本さんは横浜市救護所で生活しているが、浴風園の委託入所者となった方である。浴風園では、委託入所者も含めてすべての入所者の戸籍の確認を行っている。その結果、橋本さんが述べた本籍地には橋本さんに該当する人物はいないことが判明し、橋本姓も偽りであることがわかった。

ケース2 高山久吉 男 72歳 妻ハ震災ニテ死亡 横浜市救護所に居ながら大正14年5月1日に浴風園が委託収容

震災当時迄火ノ番ヲナシ居リ 大正12年9月1日震災ニテ住家及家財道具全焼 横浜市ノバラックニ住居シ居リシガ大正13年10月29日当救護所ニ収容 26歳マテ本籍地ニ於テ農業ニ従事シ其後横浜市ニ来リ労働為シツツ生活シ居リ

高山さんは関東大震災で妻を亡くし、住家及び家財道具全焼であるから、申請すれば下賜金を28円拝受することが可能であるが、要救護者調書にも収容者台帳にも下賜金を得たとの記載はない。高山氏の職業をみると「火ノ番」とあり、収入は少なかつたと考えられる。そのため、住家は一戸建てや長屋ではなく、間借りのようなものではなかつたのかと思われる。そのため、全焼した場合は家主であるその家の世帯主が下賜金を受け取ることになる。しかし妻の死亡に関しては、遺族としての申請もしていないようである。高山氏は当初長男とは音信不通であると述べていたが、浴風園の調査によって長男が見つかり引き取られた。

ケース3 矢部ギン 女 60歳 内縁夫 東京市牛込区沢村サダ方 震災当時ハ内縁ノ夫ト共ニ株式仲買店ニ奉公シ居タリ (主家)ノ全焼ニ因リ内縁ノ夫ノ郷里ニ一時参リ、約1ヶ月後単身上京シ現住所ニ同居シタルモ其ノ後内縁ノ夫ハ音信フツウ 家主ノ沢村サダナル者ハ甥ノ吉永定男ノ内縁ノ妻ニシテ本人及吉永定男ガ病身ニシテ且ツ子供ハ多ク生活ニ困ルトコロヨリ近頃ハ何彼ニツケ別居ヲ追ラレ詮方ナク警察ニ相談シタル処区役所ヘ廻サレ区役所ヨリ又本会ヲ教ヘラレ救護方ヲ願出タリト

矢部さんは内縁の夫とともに奉公をしていた家が震災で全焼したが、自分の家ではないので下賜金を貰う資格がなかつたと考えられる。その後夫の郷里に戻ったが一月後に矢部さんのみ上京し、甥の内縁の妻の家に厄介になっていた。しかし別居を迫られて困った矢部さんは警察に相談し、警察から区役所に

回され、区役所から浴風会を紹介されて嘆願書を出して浴風園への入所が決定した。

ケース4 大野市蔵 男 65歳 独身 無教育 広告配り其ノ他ノ日雇人夫 震災ニヨリ家屋ハ全焼 横浜市中村町バラックニ收容セラレ大正13年4月末日立退ヲ命ゼラレシカバ止ムヲ得ズ木賃宿ニ止宿シテ葬儀ノ花持及広告配布又ハ日雇人夫等ニテ生活セシモ昭和2年10月頃ヨリ老衰ノタメ歩行不自由トナリシガ辛ジテ継続シ昭和4年4月10日遂ニ就職困難トナリシタメ廃業シ従ツテ収入ノ途ナク本籍地ニ戻リシガ知人モナク全ク困窮ノ結果当役場ノ保護ヲ本日23日ヨリ受ケ居レリ

大野さんの職業はかなり不安定であったといえる。そのため、家屋は全焼しているが、持家ではなかったと思われ下賜金は受け取っておらず、バラックに收容された。その後バラックの撤退によって木賃宿での生活を開始するが、昭和2年10月頃から老衰のために歩行不自由となり昭和4年4月に本籍地に戻ったが役場の保護を受ける状況であった。そのため役場から浴風会に連絡があり、その後浴風会の委託收容者となった。また大野さんは賭博犯として22歳頃に東京監獄に1か月間入監していたという事実もある。

以上のように、下賜金をもらわなかった者の中には、家屋が自分の持家ではない者、奉公人として雇われていたが奉公先が震災の被害にあったことで解雇された者、偽名や本籍地を偽って生活していた者などがいた。特に偽名を使っていた者や本籍を偽っていた者、住み込みで奉公人として仕事をしていた者は本人が震災で一週間以上のけがをしないう限りは下賜金の対象者にはならなかったと思われる。また本人が病気で下賜金の対象者であったが、受け取りにいかれなかった者もいた。

下賜金の配布は、新聞記事に見るように多くの人々にとっては待ち焦がれて

いたものであった。その額はわずかであったが、それでも生活の足しにはなっただけである。もしかすると下賜金は使用せずに、水引き袋に入ったまま飾っていた人もいたかも知れない。しかしそのわずかな下賜金すら得ることができない震災被害者がいた。それらの人々は震災以前から不安定な暮らしをしていた人々で、結果として震災後は郷里に帰るが再度上京した者や東京や横浜に残ってバラックでの生活を余儀なくされ、バラックの撤退により自立生活を試みるが老齢のために廃業し、行政の保護を受け、横浜市救護所や横浜市玉泉寺養老院で生活を送るか、知人のところに厄介になるがその知人も貧しく、結果として浴風園に入所した人々であるといえるのかもしれない。

浴風園の個人記録はとても細かく書かれているが、下賜金についての記載漏れがないと言い切ることはできない。だが、下賜金の記載のない者に偽名や本籍不詳の者がいる。様々な事情のなかで高齢者となった人々であろう。浴風園では、本籍不詳、本名不詳でも入所して生活を送っていた。

このように下賜金は罹災者すべてを対象としているようであるが、実際には底辺労働者には無縁のものであったのではないだろうか。

おわりに

災害は多く人々を一時的に要救護者にする。しかし経済力のある者や頼れる者がいる場合は、生活の再建に取り組むことができる。そして要救護者から脱していく。しかし災害以前から貧しい生活や底辺労働者として生活してきた者は、災害によって要救護者になるとそこから立ち直ることはかなり困難となる。関東大震災時にはバラックからの立退きをかなり強引に進めた。その結果、バラックからは退去したが、その後の生活は決して安定的ではない多くの人々を生むことになった。それらの人々のうち、高齢者の一部が浴風園の利用者となっていった。

さらに被災者救援として一見するとすべての被災者を対象としているように見える施策でも、対象からはずれるのは貧しい人々であったといえるのではないだろうか。この点は、災害からの復興を考える時、今日でも留意しなければならない点であるといえる。

この論文の作成には、浴風会入所者の下賜金の受け取り有無をリスト化する作業などを、明治学院大学大学院修士課程川本達郎氏のお世話になりました。感謝いたします。

注

- (1) 義捐金がどのように使用されたかは『大正震災志・下』(内務省社会局)に「主任出納官吏抜 義捐金支払一覧表」(102-107頁)が掲載されている。費目として額の高いものは「食糧費」、次いで「衣類費」、「陸海軍立替食糧及衣類費」「社会施設費(簡易宿泊所建設費など)」「小住宅建設費」などである。そのなかでも「同潤会交付金」は1746万3636円と突出している。「米国記念病院建設経営費」705万8823円、「浴風会交付金」200万円などである。
- (2) 下賜金の配布額は、内務省社会局作成の『大正震災志・下』では東京府7108万8189円、神奈川県251万9414円、千葉県20万782円、静岡県9万6435円、埼玉県6万5519円、山梨県1万5822円、茨城県3139円となっている。(大正震災志・下 90)。当時の新聞報道の金額とは異なっている。

引用・参考文献

- 国立公文書館デジタルアーカイブス「関東大震災 No.9 御下賜金処分の件」内務省社会局『大正震災志・下』大正15年2月
- 岡本多喜子「戦前期の浴風会の状況」社会福祉法人浴風会・高齢者施設処遇史研究会『浴風園ケース記録集一戦前期高齢者施設の「個人記録」110-』2015年 学文社
- 岡本多喜子「関東大震災の義捐金処分と浴風会の創設」明治学院大学社会学・社会福祉学研究第146号 2016年9月28日
- 東京市役所『罹災要救護者収容所概要』昭和2年7月 東京市社会局
- 東京朝日新聞社『東京朝日新聞復刻版 大正12年10月～12月』
- 社会福祉法人浴風会・高齢者施設処遇史研究会『浴風園ケース記録集一戦前期高齢者施設の「個人記録」110-』2015年 学文社
- 週刊朝日編『値段の明治・大正・昭和風俗史』昭和56年 朝日新聞社